

議案第41号

鹿児島県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例制定の件

鹿児島県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

鹿児島県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条
令第59号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

社会福祉法第65条第2項の厚生労働省令で定める基準の変更に伴い、女性自立支援施設の職
員配置の基準を変更するため、所要の改正をしようとするものである。